

令和8年度 都立特別支援学校主任非常勤看護師 募 集 案 内

東京都教育委員会では、都立特別支援学校に在籍する医療的ケア児が安心して学ぶことができるよう、各学校で医療的ケアを実施するために看護師を配置しています。

このたび、常勤看護師、非常勤看護師及び教員等と連携して行う医療的ケアの実施に当たって、常勤看護師の補佐としての役割を担っていただく「都立特別支援学校主任非常勤看護師」を下記のとおり募集します。



1 募集職種・職務内容

募集職種	職務内容
都立特別支援学校 主任非常勤看護師 (会計年度任用職員)	以下について、管理職及び常勤看護師等の指示に基づき実施する。 ◎ 幼児・児童・生徒への医療的ケアの実施 ◎ 医療的ケアに関する教職員等への指導・助言 ◎ 常勤看護師の補佐 ◎ 医療的ケア全般に関し、勤務校の校長が必要と認める事項 ◎ 緊急時における幼児・児童・生徒の健康安全に関する事項のうち、勤務校の校長が必要と認める事項 ◎ その他、東京都教育委員会が特に必要と認める業務

2 勤務条件 ・ ・ ・ 東京都公立学校会計年度任用職員の規定による。

身分等	地方公務員法上の会計年度任用職員であり、分限・懲戒処分の対象
雇用期間	年度末（3月31日）までの有期労働契約。再度任用の制度あり ※ 条件付採用期間あり（原則1か月）
再度任用	勤務成績等により4回まで。再度任用終了後に採用選考を受けることができる。
勤務日数 ・ 時間	年間192日勤務（※月別の勤務日の割振りは校長が別途指定します。） 一日7時間45分勤務
休日	土曜日、日曜日、祝日 ※年に数回、学校行事による勤務あり
報酬	月額274,200円（交通費別途支給） ※ 期末手当（基準日（6月1日及び12月1日）に在籍し、かつ、会計年度内で6月以上の任用期間がある方が対象）、勤勉手当（一定の要件を満たす場合）の支給あり
休暇休業	（有給）初年度年次休暇10日（年間）、妊娠出産休暇、慶弔休暇、夏季休暇 ほか （無給）介護休暇、短期の介護休暇、育児休業 ほか
兼業	本職務以外の兼職（アルバイト等）については届出の必要あり
その他	健康保険・雇用保険・労災保険加入。福利厚生・健康診断等あり

3 応募要件 ・ ・ ・ 以下の全てを満たす者

- 厚生労働省（厚生省）が発行した看護師免許証を現に所持している者
- 医療機関等において、通算9年以上の臨床分野の実践経験を有する者又はそれと同等の経験若しくは能力を有すると東京都教育委員会が認めた者
- 学校、児童福祉施設又は医療機関等において、通算3年以上の幼児・児童・生徒への医療的ケアの実践経験を有する者又はそれと同等の経験若しくは能力を有すると東京都教育委員会が認めた者

- 主任非常勤看護師の役割を理解し、その職務を遂行する熱意を有する者
- 心身ともに健康である者

※ 同等の経験・能力については、小児科勤務、療育機関の病棟勤務、訪問看護の経験、特別支援学校での医療的ケアの実施経験などを考慮して、東京都教育委員会が判断します。

4 募集する学校・採用予定人数

都立志村学園（東京都板橋区西台 1-41-10） 1 名採用予定

5 選考方法及び日程

選考	選考方法	日程等	
第 1 次選考	書類選考	応募締切	各月 10 日【必着】 ※10 日が土曜日・日曜日等の閉庁日に当たる場合は直前の閉庁日
		結果通知	応募締切翌々営業日以降発送
第 2 次選考	面接	面接日程	結果通知月中旬頃の指定する日
		結果通知	面接実施月下旬 発送

6 応募方法

（1）応募書類及び応募方法

以下の応募書類 3 点を① L O G O フォームによる申請、②「8 申込先及び問合せ先」まで郵送又は持参のいずれかの方法により提出してください。

※ 持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までにお持ちください。

	応募書類	注意事項
①	会計年度任用職員申込書 （主任非常勤看護師）	- 指定様式を使用してください。 - 学歴・職歴欄又は資格欄が不足する場合には、必ず「追記用」様式に記載して添付してください。
②	課題作文	- 指定様式を使用してください。 「主任非常勤看護師」を志望する理由及び学校で果たすべき役割について、600 字以上 800 字以内で記載してください。
③	看護師免許証の写し	保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律 203 号）による厚生労働省（厚生省）が発行した看護師免許証の写し

（2）申込書等の入手は、東京都教育委員会ホームページを御覧ください。

7 特記事項

本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別添参照条文をご参照ください。

8 申込先及び問合せ先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号（都庁第二本庁舎 15 階北側）

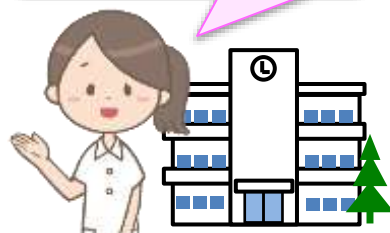
東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育部特別支援教育課医療的ケア担当

電話：03-5000-7083（直通）

※ LOGOフォームによる申請をご活用ください

※ 郵送の場合は、封筒の表に「特別支援学校主任非常勤看護師 応募書類
在中」と朱書きしてください。

子供たちの将来を支える
やりがいのある仕事で
す。あなたの応募をお待
ちしています！



学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条

の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。